

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称カブシキガイシャ イースマイルビズ
株式会社イースマイルBiz

住所

〒542-0066
大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
マルヤマヒデトシ
代表取締役 丸山 英利

代表者氏名

電話番号

06-6648-9898

FAX番号

メールアドレス info@esmile.biz



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	✓
18	高取町 水道事業管理者	✓
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	✓
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社イースマイルBiz
〒542-0066
住 所 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
代表者 氏名 代表取締役 丸山 英利



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ イースマイルビズ 株式会社イースマイルBiz		
住 所	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3		
フリガナ 代表者の氏名	マルヤマ ヒデトシ 代表取締役 丸山 英利		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称 <i>事業者及び事業所</i> 住所	株式会社ハウスラボ ・大阪府大阪市浪速区 大国二丁目1番6号	・株式会社 イースマイルBiz ・大阪府大阪市中央区 瓦屋町3-7-3	令和7年3月1日 令和7年3月1日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号
株式会社イースマイルB i z

会社法人等番号	1200-01-137662	
商 号	株式会社ハウスラボ	平成22年 3月 1日変更 ----- 平成22年 3月 1日登記
	株式会社イースマイルB i z	令和 7年 3月 1日変更 ----- 令和 7年 3月 3日登記
本 店	大阪市浪速区大国二丁目1番6号	平成29年11月 1日移転 ----- 平成29年11月 1日登記
	大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号	令和 7年 3月 1日移転 ----- 令和 7年 3月 3日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成21年5月1日	
目的	1. 管工事業 2. 衛生設備工事業 3. 水道施設工事業 4. 空調設備工事業 5. 電気設備工事業 6. ガス設備工事業 7. 一般建築工事業 8. 給排水衛生設備工事の設計、施工及び施工管理 9. 消防設備工事及び水道施設工事の設計、施工及び施工管理 10. 空調設備及び冷暖房設備工事の設計、施工及び施工管理 11. 電気工事の設計、施工及び施工管理 12. ガス配管工事及びガス設備工事の設計、施工及び施工管理 13. 建物の建築設計、施工及び施工管理 14. 住宅用設備機器、給排水器具、介護用機器、インテリア製品の販売及び取付け工事 15. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工 16. 通信販売業務 17. 古物営業法による古物商 18. 建物、構築物、絨毯等の清掃業 19. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 20. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業 21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	
	平成27年11月 2日変更 平成27年11月 2日登記	

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号
株式会社イースマイルB i z

発行可能株式総数	3万株	平成28年11月 1日変更 平成28年11月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5100株	平成28年11月 1日変更 平成28年11月 1日登記
資本金の額	金5100万円	平成28年11月 1日変更 平成28年11月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 井ノ上真砂代	令和1年 7月 8日就任 令和1年 7月 12日登記
	取締役 丸山英利	令和3年 4月 1日就任 令和3年 4月 1日登記
	取締役 島村禮孝	令和3年 7月 1日就任 令和3年 7月 1日登記
	取締役 増井貴司	令和4年 9月 1日就任 令和4年 9月 5日登記
	大阪府茨木市東太田四丁目7番10号の9 代表取締役 丸山英利	令和3年 4月 1日就任 令和3年 4月 1日登記
	大阪府箕面市箕面四丁目8番13号 代表取締役 増井貴司	令和4年 9月 1日就任 令和4年 9月 20日登記
登記記録に関する事項	設立	平成21年 5月 1日登記

大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号
株式会社イースマイルB i z



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 7年 3月10日
大阪法務局
登記官

秋 山 亜 希 子



株式会社 イースマイルB i z 定 款



定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 イースマイルB i z と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 衛生設備工事業
3. 水道施設工事業
4. 空調設備工事業
5. 電気設備工事業
6. ガス設備工事業
7. 一般建築工事業
8. 給排水衛生設備工事の設計、施工及び施工管理
9. 消防設備工事及び水道施設工事の設計、施工及び施工管理
10. 空調設備及び冷暖房設備工事の設計、施工及び施工管理
11. 電気工事の設計、施工及び施工管理
12. ガス配管工事及びガス設備工事の設計、施工及び施工管理
13. 建物の建築設計、施工及び施工管理
14. 住宅用設備機器、給排水器具、介護用機器、インテリア製品の販売及び取付け工事
15. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
16. 通信販売業務
17. 古物営業法による古物商
18. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
19. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
20. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書

式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書

面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつて、株主以外の者から選任することを妨げない。

②

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名以上を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役のうち1名を社長とし、取締役の互選によって定める。取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

これは当会社の現行定款に相違ありません。

令和7年3月1日
株式会社 イースマイル BiZ
代表取締役 丸山英利



・付近地図

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3

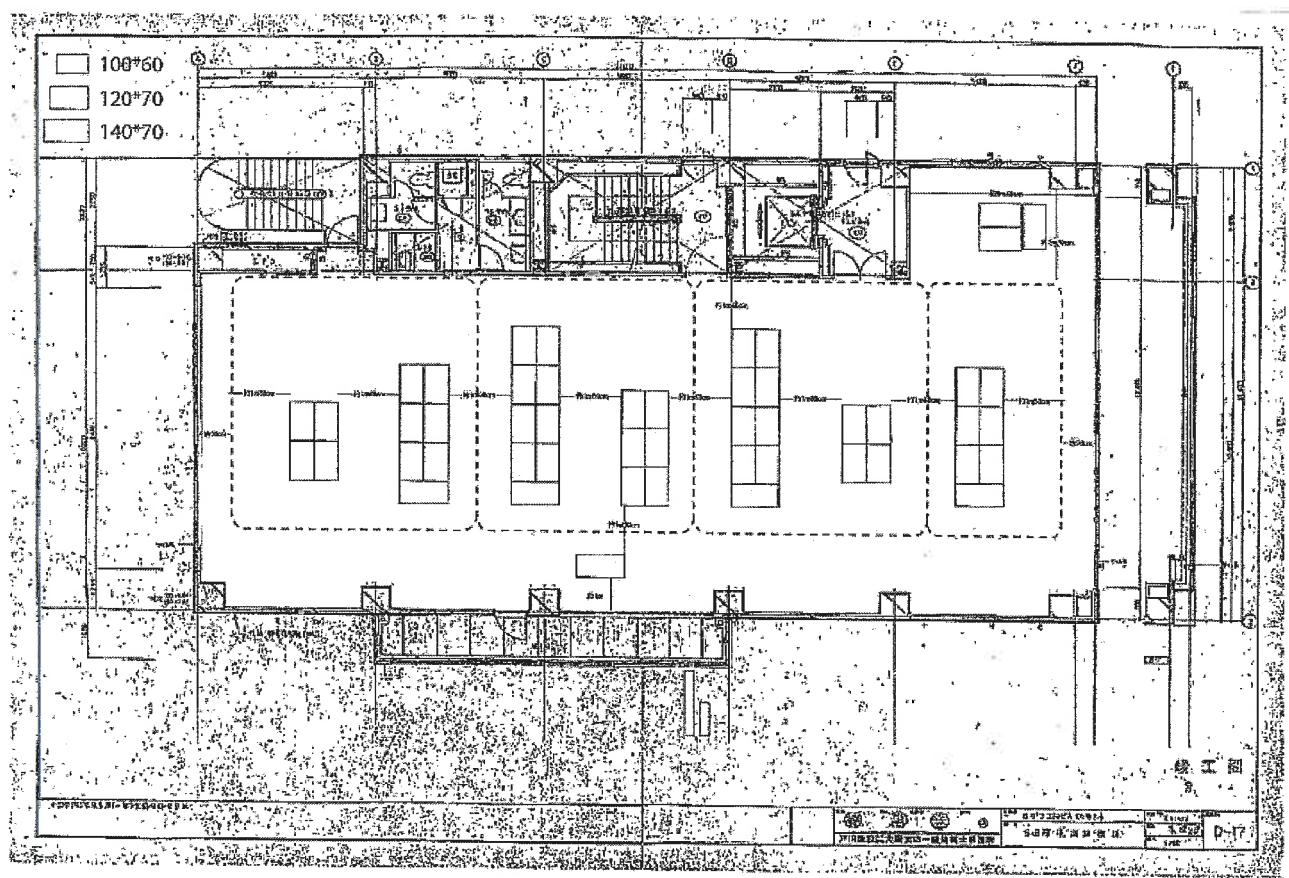
大阪メトロ 日本橋駅 徒歩10分



・平面図

面積

327 m²



◆ 外観



◆ 事務所



◆ 資材置き場



書類送付のご案内

指定給水装置工事事業者

登録変更手続き ご担当者 様

株式会社イースマイルBiz

住所 : 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3
TEL : 06-6648-9898
FAX : 06-7739-2526
担当 : 総務課 杉原

いつもお世話になっております。

株式会社イースマイルBizの杉原と申します。

弊社にて下記内容での登録内容変更がございましたので、手続き書類を送付いたしました。

変更前		変更後	
名称	株式会社ハウスラボ	名称	株式会社イースマイルBiz
住所	大阪府大阪市浪速区 大国二丁目1番6号	住所	大阪府大阪市中央区 瓦屋町3-7-3

⇒

今回の変更は、上記の通り「名称」「住所」の2点でございます。

その他、役員・主任技術者等の変更はございません。

郵送にてお受付いただける自治体様も多いことから、この度は郵送させていただきました。

不要な書類が封入されていた場合は、破棄くださいますようお願い申し上げます。

日付は空白で提出希望という自治体様が多くございましたので、未記入で提出させていただいております。
お手数おかけしますが到着日付けでご記入いただけますと幸いです。

また、角2封筒を1枚同封しておりますので、指定証をお送りいただく際にご活用くださいませ。

弊社では多数の市町村様より給水指定店の認可をいただいております。

そのため、今回の手続きに関するお電話が集中した場合、

一時的にお客様からのご依頼電話が繋がらないといった状況が発生する可能性がございます。

勝手を申しまして恐縮ですが、手続き完了や不足書類、様式に関して不備がございましたら
FAXまたはメールにてご連絡をいただけますと幸いです。

FAX:06-7739-2526

email : info@esmile.biz

以上、お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願ひいたします。